

高砂市子ども GPS 見守り支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、I o T 端末を活用した見守りサービスを提供する登録事業者に対し補助金を交付することにより、児童及びその保護者が安全で安心して生活できる環境を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 見守りサービス I o T 端末を利用し、保護者が児童の位置情報をスマートフォンで確認できるサービスをいう。
- (2) 見守り端末 見守りサービスの提供を受ける保護者が児童に所持させるGPS等の測位衛星による位置情報取得が可能なI o T 端末（携帯電話等通話機能を有する端末を除く。）をいう。
- (3) 登録事業者 高砂市子どもGPS見守り支援事業サービス提供事業者登録要領に基づき登録された事業者をいう。
- (4) 対象児童 高砂市に住所を有する満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満7歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間（以下「学齢期」という。）にある者をいう。ただし、学齢期前2か月以内にある者を含む。
- (5) 申込者 対象児童の保護者で、登録事業者に対し見守りサービスを申し込んだ者をいう。
- (6) 見守り端末の購入に要する経費 見守り端末等、見守りサービスを利用するために最低限必要となる機器の購入に要する経費（申込者に機器を配送する費用を含む。）から、オプション品購入、サービス利用料等の市長が定める経費を除いたものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、登録事業者が、見守り端末の購入に要する経費から減額して申込者に見守りサービスを提供する事業（当該申込者に見守り端末の提供を完了したものに限る。）に対し、補助金を交付する。

(補助対象経費)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、見守り端末の購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象児童1人につき、見守り端末の購入に要する経費から減額した金額に相当する額とする。ただし、当該額は、対象児童1人につき、9,000円を限度とする。

(補助金の交付回数)

第6条 補助金の交付回数は、対象児童につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 市長は、補助金の交付を受けようとする登録事業者に対し、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、提出させるものとする。この場合において、既に申込者への見守り端末の提供が完了しているときは、併せて第11条第1項の規定による完了報告を行うものとする。

- (1) 新規申込者一覧表(様式第2号)
- (2) 新規申込者一覧表の電子データ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは補助金交付決定通知書(様式第3号)を、当該申請及び完了報告があり、補助金の交付を決定したときは補助金交付確定通知書(様式第4号)及び交付決定金額内訳(様式第5号)により当該申請をした登録事業者へに通知する。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付を認めないことに決定したときは、その理由を付けて高砂市子どもGPS見守り支援事業補助金不承認決定通知書(様式第6号)により当該申請をした登録事業者へに通知する。

(補助金の変更の承認)

第9条 前条第1項の規定による交付決定を受けた登録事業者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定に係る事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、当該変更が補助対象経費の総額の20パーセント以内の減額となるものである場合は、この限りでない。

(変更の承認)

第10条 市長は、前条の承認を受けようとする補助事業者に対し、変更承認申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、提出させるものとする。

- (1) 変更に係る者の新規申込者一覧表
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、変更を承認するときは、変更承認書及び交付決定金額内訳により通知するものとする。

(完了報告等)

第11条 市長は、補助事業者に対し、申込者への見守り端末の提供が完了した日の属する月の原則翌月10日までに完了報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、報告させるものとする。

- (1) 端末提供完了者一覧表(様式第9号)
- (2) 端末提供完了者一覧表の電子データ

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、申込者への見守り端末の提供が完了した日を基準に、補助金交付対象年度を判定するものとする。

(補助額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、補助金交付確定通知書により通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 市長は補助事業者に対し、前条の規定による通知を受けた日から起算して14日を経過する日までに請求書(様式第10号)を提出させるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年度に限り、第2条第4号の規定の適用については、同号中「満7歳」とあるのは、「満9歳」とする。